

岩沼市民図書館資料選定基準

この基準は、岩沼市民図書館資料収集方針に基づき各種資料の収集における選定基準を定めるものである。

1.一般図書

市民の教養、調査研究、レクリエーションに資するため、各分野の資料を入門的なものから専門的なものまで広く収集する。

ただし、学習参考書や試験問題集は原則として収集しない。

(1) 総記

- ア 情報科学は最新の情報を収集する。
- イ 図書館及び出版や読書に関する資料は積極的に収集する。
- ウ 叢書、全集は内容を精査し収集する。

(2) 哲学

- ア 心霊、超常現象は精査し科学的かつ客観性のある資料を収集する。
- イ 人生訓は精査し収集する。
- ウ 宗教は宗派が偏らぬよう留意し収集する。

(3) 歴史・伝記・地理

- ア 歴史は入門書、解説書とも特定の歴史観に偏らないよう収集する。
地方史は宮城県と東北に関連した資料を積極的に集める。
- イ 伝記は客観的な事実に基づき書かれた資料を収集する。
- ウ 地理、地誌、旅行は情報が新しいものを幅広く収集する。

(4) 社会科学

- ア 時事性と法改正に留意して収集する。
- イ 震災、防災については積極的に収集する。
- ウ 学校教育及び社会教育、生涯学習に関する資料は積極的に収集する。
- エ 福祉、介護に関する資料は積極的に収集する。

(5) 自然科学

- ア 自然科学は各分野の最新情報に注意し、体系的に収集する。
- イ 医療に関する資料は内容の信頼性に留意し収集する。

(6) 技術・工学・家政

- ア 技術、工学は各分野の最新情報に注意し、体系的に収集する。
- イ 家政・生活科学に関する資料は実用書を中心に内容を精査し収集する。

(7) 産業

- ア 各産業の最新情報に留意して資料を収集する。
- イ 園芸やペットに関する資料は実用書を中心に収集する。
- ウ 岩沼市に関わりが深い産業の資料について積極的に収集する。

(8) 芸術

- ア 各分野について入門書を中心に幅広く収集する。
- イ 漫画は社会的に評価を受けているもの、学習に役立つものを精査し収集する。

(9) 言語

- ア 主要な言語を中心に解説書や文法書を収集する。
- イ 式辞、手紙の書き方などは実用書を中心に精査し収集する。

(10) 文学

- ア 古典から現代の作品まで幅広く収集する。
- イ 全集は著名な作品・作家を中心に収集する。
- ウ 文庫本は単行本の所蔵が無い作品を中心に収集する。

(11) 辞書・事典・図鑑

- ア 百科事典をはじめ各分野にわたる辞典、事典、年鑑、便覧、ハンドブック、白書、図鑑、目録、書誌、統計書、年表、地図帳、法令集、例規集、索引、解説書等について、その内容や形態、類書との比較を考慮し収集する。
- イ 改訂版に留意し収集する。
- ウ 製本、装丁が堅牢で、長期の利用に耐える資料を選定する。

2. 児童書

子どもが読書の楽しさを体験し、読書習慣を形成できる資料を選定する。
ただし、原則として学習参考書や試験問題集は収集しない。

(1) ノンフィクション

- ア 発達段階に配慮した、内容が正確でわかりやすい資料を収集する。
- イ 新しい情報、研究結果に基づき作成された図書を収集する。
- ウ 学校の授業、行事等で使用される分野を重点的に収集する。

(2) フィクション

- ア 評価が定まったものを中心に精査して収集する。
- イ 絵本から物語へ移行する年代の子どもが楽しめる作品の収集に努める。

(3) 絵本

- ア 絵本は評価の定まったものを中心に、絵と文が一体化している作品を収集する。
- イ ビッグブックも評価の定まったものを中心に収集する。

(4) 紙芝居

- ア 紙芝居は対象年齢に応じ幅広く収集する。
- イ 紙芝居の特性を活かした資料を収集する。

3. 青少年図書（ティーンエイジャー向け図書）

青少年が読書の楽しさを感じられる資料、子どもから大人になる世代の成長に役立つ資料を選定する。

ただし、原則として学習参考書や試験問題集は収集しない。

(1) ノンフィクション

- ア 青少年向けに出版されているシリーズや新書を積極的に収集する。
- イ 進学、就職等を考えるうえで参考になる資料を収集する。
- ウ 青少年の興味関心、流行は変化が激しいため動向に留意し精査して収集する。

(2) フィクション

- ア 古典から現代の作品まで幅広く収集する。特に、青少年の関心が高いテーマの作品を積極的に収集する。

4. 逐次刊行物

新聞、雑誌は国内で発行された主要紙（誌）を中心に、宮城県内発行の地方紙のほか、児童や青少年を対象にしたものまで幅広く収集する。

5. 視聴覚資料

映像資料、音声資料を精査し収集する。

(1) 音声資料

- ア 朗読 CD を積極的に収集する。
- イ 利用者の教養・研究・レクリエーションに資する作品を収集する。

(2) 映像資料

- ア 著名な賞を受賞した作品を積極的に収集する。
- イ 福祉、教育、防災等に役立つ資料を収集する。
- ウ 郷土関係と東日本大震災関連の資料は積極的に収集する。
- エ 字幕付きの資料を積極的に収集する。
- オ 映画倫理機構によって「R18」や「PG12」などの年齢指定をされた資料は基本的に収集しない。

6.郷土資料・行政資料

岩沼市と関連地域の歴史、文化、行政等について知ることのできる図書、雑誌、パンフレット等を幅広く収集する。

宮城県、県内市町村については精査し収集する。

7.図書館の利用に障がいがある人のための資料

ハンディキャップのある利用者のために朗読 CD、大活字本、LL ブック、点字本等を積極的に収集する。

8.その他、図書館の運営上必要とされた資料

上記に含まれない資料については、個々の状況に応じて基本方針に則った上で慎重に判断する。

またその際、オンラインデータベース・電子書籍などの新しいメディアにも留意する。

附則

この選定基準は令和3年4月1日から施行する。